

告 示

埼玉県告示第五百九十七号

令和六年埼玉県告示第百九十八号で公示した公共測量は、令和六年三月二十二日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕